

休業・休暇を取得したい

育児休業

- ・子が3歳まで一定期間の休業
(原則2回まで分割取得可、無給)

育児短時間勤務

- ・短い勤務時間(4時間55分×5日等数パターン)での勤務(子が未就学まで)

育児時間

- ・勤務時間の始めか終わり(～2時間)の無給休暇(子が未就学まで)

育児参加のための休暇 子の看護休暇

- ・日又は時間単位の有給休暇
- ・育児参加休暇：5日(妻の産前から出産日以後1年の期間)
- ・子の看護休暇：1年に5日(子が2人以上であれば10日)(子が未就学まで)

勤務時間帯を変更したい

フレックスタイム制

- ・1日の勤務時間数を、7時間45分以外(最短4時間)に設定可
- ・勤務時間帯を、7時～22時の間で設定可(コアタイムあり)
- ・土日以外にも週休日をもう1日設定可
※総勤務時間数を保つよう、週単位(1～4週間)で希望する勤務時間を申告
※通常の職員のフレックスタイム制より柔軟

早出遅出勤務

- ・1日の勤務時間数を保ったまま、早出や遅出可
- ・いくつかの早出遅出勤務のパターンから、希望するものを選択
(例：早 7:30～16:15 遅 10:30～19:15等)

超勤・深夜勤を避けたい

深夜勤務の制限

- ・午後10時から翌日午前5時までの間勤務しないことが可能

超過勤務の制限

- ・超過勤務の時間数を、「1月に24時間、1年に150時間」までに制限可能
※災害等による臨時の勤務は除く

超過勤務の免除

- ・超過勤務をしないことが可能
※災害等による臨時の勤務は除く

※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。
※ 育児休業期間中は、国家公務員共済組合から育児休業手当金(～67%)が支給されます。(子が1歳になるまで)

休暇を取得したい

介護休暇

- ・日又は時間単位（～4時間）の無給休暇
- ・家族1人に6月まで（3回まで分割可）
※異なる要介護状態になった場合には再取得可
- ・期間内に出勤する日を設けることも可

介護時間

- ・30分単位（～2時間）の無給休暇
- ・家族1人に3年間まで
※異なる要介護状態になった場合には再取得可
- ・勤務時間の始めか終わりに取得

短期介護休暇

- ・日又は時間単位の有給休暇
- ・通院の付添いや、介護サービスの手続の代行（間接的介護）のためにも利用可
- ・1年に5日（要介護家族が2人以上であれば10日）まで

勤務時間帯を変更したい

フレックスタイム制

- ・1日の勤務時間数を、7時間45分以外（最短4時間）に設定可
- ・勤務時間帯を、7時～22時の間で設定可（コアタイムあり）
- ・土日以外にも週休日をもう1日設定可
※総勤務時間数を保つよう、週単位（1～4週間）で希望する勤務時間を申告
※通常の職員のフレックスタイム制より柔軟

早出遅出勤務

- ・1日の勤務時間数を保ったまま、早出や遅出可
- ・いくつかの早出遅出勤務のパターンから、希望するものを選択
(例：早 7:30～16:15 遅 10:30～19:15等)

超勤・深夜勤を避けたい

深夜勤務の制限

- ・午後10時から翌日午前5時までの間勤務しないことが可能

超過勤務の制限

- ・超過勤務の時間数を、「1月に24時間、1年に150時間」までに制限可能
※災害等による臨時の勤務は除く

超過勤務の免除

- ・超過勤務をしないことが可能
※災害等による臨時の勤務は除く

※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。
 ※ 1日単位で介護休暇を取得した日は、国家公務員共済組合から介護休業手当金（67%）が支給されます。（66日まで）

休業・休暇を取得したい

育児休業

- ・一定期間の休業
(原則2回まで分割取得可・無給)
- ・原則子の1歳到達日まで
※父母ともに育児休業をする場合や、
保育所に入所できない等の事情により
やむを得ない場合の例外あり
(最大2歳到達日まで)

育児時間

- ・勤務時間の始めか終わり(～2時間)
の無給休暇(子が3歳まで)

育児参加のための休暇

- ・日又は時間単位の有給休暇
- ・5日(妻の産前から出産日以後1年の期間)

子の看護休暇

- ・日又は時間単位の無給休暇
- ・1年度に5日(子が2人以上であれば
10日)(子が未就学まで)

勤務時間帯を変更したい

早出遅出勤務

- ・1日の勤務時間数を保ったまま、早出や
遅出可
- ・いくつかの早出遅出勤務のパターンから、
希望するものを選択
(例: 早 7:30～16:15 遅 10:30～19:15等)

各制度の対象要件(チェックリスト)

- (共通)
 - 勤務日が週3日以上か年121日以上
- (育児休業)
 - 子の1歳6か月到達日(※子の誕生日から
57日間以内の育児休業の場合、子の誕生日から
8週間+6月後)に在職の可能性あり
- (育児時間)
 - 勤務時間が6時間15分以上の日がある
- (育児参加のための休暇・子の看護休暇)
 - 6月以上の任期が定められている又は
6月以上継続勤務している

超勤・深夜勤を避けたい

深夜勤務の制限

- ・午後10時から翌日午前5時までの間勤務
しないことが可能

超過勤務の制限

- ・超過勤務の時間数を、
「1月に24時間、1年に150時間」
までに制限可能
※災害等による臨時の勤務は除く

超過勤務の免除

- ・超過勤務をしないことが可能
※災害等による臨時の勤務は除く

※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。

※ 育児休業期間中は、育児休業手当金又は育児休業給付金の対象とされています。

※ 取得要件や支給要件の詳細は人事担当者に御確認ください。

休暇を取得したい

介護休暇

- ・日又は時間単位（～4時間）の無給休暇
- ・家族1人に93日まで（3回まで分割可）
- ・期間内に出勤する日を設けることも可

介護時間

- ・30分単位（～2時間）の無給休暇
- ・家族1人に3年間まで
- ・勤務時間の始めか終わりに取得

短期介護休暇

- ・日又は時間単位の無給休暇
- ・通院の付添いや、介護サービスの手続の代行（間接的介護）のためにも利用可
- ・1年度に5日（要介護家族が2人以上であれば10日）まで

勤務時間帯を変更したい

早出遅出勤務

- ・1日の勤務時間数を保ったまま、早出や遅出可
- ・いくつかの早出遅出勤務のパターンから、希望するものを選択
(例：早 7:30～16:15 遅 10:30～19:15等)

各休暇の取得要件（チェックリスト）

- (共通)
- 勤務日が週3日以上か年121日以上
- (介護休暇)
- 初日から93日 + 6月後に在職の可能性あり
- (介護時間)
- 勤務時間が6時間15分以上の日がある
- (短期介護休暇)
- 6月以上の任期が定められている 又は 6月以上継続勤務している

超勤・深夜勤を避けたい

深夜勤務の制限

- ・午後10時から翌日午前5時までの間勤務しないことが可能

超過勤務の制限

- ・超過勤務の時間数を、「1月に24時間、1年に150時間」までに制限可能
※災害等による臨時の勤務は除く

超過勤務の免除

- ・超過勤務をしないことが可能
※災害等による臨時の勤務は除く

- ※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。
- ※ 1日単位で介護休暇を取得した日は、介護休業手当金又は介護休業給付金の対象とされています。
- ※ 取得要件や支給要件の詳細は人事担当者に御確認ください。